

令和6年度 古平町地域おこし協力隊募集要項（水産推進員）

古平町は北海道の西側、札幌から車で約1時間半の場所に位置する、人口2,700人ほどの小さな町です。日本海の恵みを活かし、古くからニシン漁場として栄えてきた本町は、今なお、ホッケ・カレイ・タラなどといった主要魚種が町民の暮らしを支えています。

しかし、本町の主要魚種の単価は近年低迷しており、漁家経営は厳しさを増していることから、水産物の付加価値の向上を図る取組が必要となっています。

そこで、東しゃこたん漁業協同組合が行う鮮魚や特産品等の販売・PRに関する支援活動や本町の主要魚種（ホッケ・カレイ・タラ）などを活用した新たな加工品（地域特産品）の開発などにより、本町の水産業の振興に資する活動に取り組む方を「古平町地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人数

1名程度

2. 活動内容

地域おこし協力隊として、東しゃこたん漁業協同組合生産部を拠点に、次に掲げる活動に取り組んでもらいます。なお、活動の詳細については、町と協議の上決定します。

- (1) ホッケ・カレイ・タラなどを活用した新商品の開発やブランド化
- (2) 町内水産物の販促・PR活動
(SNSなどの広報活動、漁協祭やその他のイベント対応)
- (3) ふるさと納税に関する活動
(商品のPR、出荷手続き、寄付者の対応など)
- (4) 地域活動（行事）への参加及び支援
- (5) その他、本町の水産振興に資する活動

3. 募集要件

次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）から古平町に住民票を異動し、古平町に居住できる方
※現在のお住まいが三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）に該当するかは総務省の地域おこし協力隊 HP 掲載「地域要件確認表」をご参照下さい。
ご不明の場合はお問合せください。
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に地域協力活動等に取り組むことができる方
- (3) 自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方

- (4) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方
- (6) 賠償責任保険及び傷害保険又は同等の保険に加入し、活動中に賠償事故やケガなどがあった場合、当該保険を充てることができる方
- (7) Word・Excel 等のパソコン作業及び SNS を活用できる方
- (8) 魚の下処理が問題なくできる方（試作品の製作などで必須）
- (9) 委託期間終了後、町内に定住し、起業・就職する意欲のある方
※食品会社などで商品開発の経験がある方、歓迎

4. 活動条件

1 日当たり原則 7 時間 45 分、月 20 日間の活動としていますが、町と隊員で協議の上、決定することとします。

5. 身分及び委託期間

- (1) 古平町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町と業務委託契約を締結します。
町や東しゃこたん漁業協同組合との雇用関係はありません。
- (2) 契約締結日は令和 6 年 4 月 1 日を予定しています。（応相談）
- (3) 委託期間は契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとしますが、活動状況や実績を勘案し、最長 3 年間まで委託期間を延長します。

6. 委託料等

- (1) 月額 275,000 円
- (2) 活動経費 年額上限 1,500,000 円
活動に要した次の経費に対し、予算の範囲内で次のとおりお支払いします。
 - ① 住居借上費 家賃月額 2 分の 1 とし、月額 30,000 円を上限とします。
 - ② 傷害保険 月額 2,500 円を上限とします。（民間の保険に加入する場合のみ）
 - ③ 活動車両費 月額 15,000 円とします。
自家用車（任意保険加入済）もしくは借上車両（隊員自身が借上げ）に関する経費
 - ④ 通信費 月額 5,000 円を上限とします。
電話やインターネットの使用に関する経費
 - ⑤ その他、地域協力活動等に必要となる経費 年間総額 870,000 円程度
隊員の活動や研修に関する経費、町外活動における旅費（公共交通の運賃）など
※上記金額は、消費税及び地方消費税を含みます。
※上記金額は、地域協力活動等に月 20 日程度従事した場合の金額であり、自己都合で副業を選択した場合は、従事日数により、委託料等を減額します。

7. その他

- (1) 国民健康保険、国民年金及び傷害保険などは隊員自身で加入する必要があります。
- (2) 地域協力活動等に支障のない範囲で副業を行うことが可能です。
ただし、副業を行い、活動に支障が出る場合は、委託契約の継続について協議させていただきます。
- (3) 「古平町地域おこし協力隊員設置要綱」第8条の各号のいずれかに該当する場合は、委託期間中であっても委託契約を解除することがあります。

8. 応募方法

(1) 応募期間

令和5年11月6日（月）から令和6年1月9日（火）まで

(2) 応募書類

下記の書類を応募期間内に郵送（必着）または持参してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 地域おこし協力隊応募申込書（様式第1号） ※町HPに掲載
- ② 履歴書
- ③ 住民票の写し（令和5年11月6日（月）以降に交付されたもの）
- ④ 自動車運転免許証の写し

(3) 応募・問合せ先

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町 50 番地

企画課企画防災係 担当：山貝・山本

TEL：0135-48-9836 FAX：0135-42-3583

Mail：kikaku.sct@town.furubira.lg.jp

9. 選考方法

(1) 第1次選考：書類審査

応募書類を審査し、選考結果を応募者全員にメール及び文書で通知します。

(2) 第2次選考：個別面接

第1次選考の通過者を対象に、個別面接を実施します。

（オンライン又は古平町内で実施（交通費は自己負担））

※個別面接の日程、実施方法は第1次選考の通過者と相談の上、決定いたします。

(3) 最終選考結果

第2次選考者全員にメール及び文書で通知します。

※選考経過についての問合せには応じません。